

令和6年9月9日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子
2 番	宮 崎	幸 宏
3 番	笠 継	健 吾
4 番	中 村	日出代
5 番	池 田	廣 志
6 番	杉 原	元 博
7 番	樋 口	作 二
8 番	中 村	一 堯

9 番	松 田	義 太
10 番	勝 屋	弘 貞
11 番	角 田	一 美
12 番	伊 東	茂
13 番	福 井	正
14 番	松 尾	征 子
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 口	徹 也
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
政 策 総 務 部	長	川	原	逸	生
市民部長兼福祉事務所長		岩	下	善	孝
産 業 部	長	山	崎	公	和
建 設 環 境 部	長	山	浦	康	則
会 計 管 理 者 兼 会 計 課	長	藤	家		隆
総 務 課	長	白 仁 田	和		哉
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	岡	弘	樹
人 権 ・ 同 和 対 策 課	長	山	崎	智 香	子
政 策 調 整 課	長	中	村	祐	介
広 報 企 画 課	長	山	口		洋
財 政 課	長	村	田	秀	哲
政策調整監兼DX推進室長		松	丸	環	大
市 民 課	長	幸	尾	か お	る
税 務 課	長	田	中	美	穂
保 險 健 康 課	長	染	川	康	輔
福 祉 課	長	高	本	智	子
産 業 支 援 課	長	三 ケ 島	正		和
商 工 観 光 課	長	中	尾	美 佐	子
農 林 水 産 課	長	星	野	晃	希
農業委員会事務局長		高	本	将	行
建 設 住 宅 課	長	江	島	裕	臣
建 設 住 宅 課 参 事		橋	本	昌	徳
都 市 計 画 課	長	堀		正	和
環 境 下 水 道 課	長	山	口	秀	樹
環 境 下 水 道 課 参 事		橋	川	宜	明
水 道 課	長	中	村	浩 一	郎
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和
生涯学習課長兼中央公民館長		嶋	江	克	彰

令和6年9月9日（月）議事日程

開 議 (午前10時)

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第6号 | 令和5年度鹿島市一般会計継続費精算報告書について（報告） |
| 日程第2 | 報告第7号 | 令和5年度鹿島市土地開発公社決算について（報告） |
| 日程第3 | 議案第32号 | 令和5年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第33号 | 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第34号 | 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第35号 | 令和5年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第36号 | 令和5年度鹿島市水道事業会計決算認定について |
| | 議案第37号 | 令和5年度鹿島市下水道事業会計決算認定について
(一括大綱質疑、決算審査特別委員会付託) |
| 日程第4 | 議案第38号 | 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、採決) |
| 日程第5 | 議案第39号 | 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程どおりといたします。

日程第 1 報告第 6 号

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第 1. 報告第 6 号 令和 5 年度鹿島市一般会計継続費精算報告書について
であります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、報告第6号 令和5年度鹿島市一般会計継続費精算報告書について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和5年度鹿島市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告するものです。

今回の報告は、令和2年度から令和5年度まで継続費として実施いたしました市民会館建設事業につきまして、事業が完了いたしましたので、法令の規定により継続費精算報告をいたすものでございます。

2ページの継続費精算報告書を御覧ください。

2款1項．総務管理費の市民会館建設事業は、全体計画事業費3,026,500千円で、実績額は3,008,357千円となっており、差引き18,143千円の執行残となっております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第6号は終わります。

日程第2 報告第7号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2．報告第7号 令和5年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

それでは、報告第7号 令和5年度鹿島市土地開発公社決算について御説明いたします。

議案書は3ページとなっております。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度鹿島市土地開発公社の決算を別紙のとおり報告するものです。

別冊の土地開発公社決算書をお願いします。

決算書1ページをお願いします。

令和5年度は公有地の取得及び処分は実施いたしておりません。

理事会の開催状況及び監査の状況につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをお願いします。

役員及び職員の一覧表となっております。事務局は企画財政課が所掌しております。

3ページをお願いします。

令和5年度収入支出決算書です。

収入は、予算額、事業外収入11千円に対し、決算額10,505円となっております。

4ページをお願いします。

支出は、予算額、管理費22千円に対し、決算額14,605円となっております。備考欄に記載

のとおり、監査費用弁償及び九州地区土地開発公社等連絡協議会負担金などとなっております。

5 ページをお願いします。

損益計算書です。

3 の販売費及び一般管理費、事業損失の14,095円は、4 ページの支出決算額14,605円から消費税額510円を差し引いた額です。

4 の事業外収益、受取利息10,505円は預金の利息収入です。

5 の事業外費用、雑損失510円は消費税です。

経常損失、当期純損失は、収入合計から支出合計を差し引いた4,100円となり、令和4年度繰越準備金4,100円で補填するものです。

6 ページをお願いします。

貸借対照表です。

資産の部は、現金預金として、資産合計37,023,686円を市内金融機関へ預金として保管いたしております。

負債の部はございません。

資本の部は、1、資本金の基本財産は定款規約の1,500千円です。

2、準備金の前期繰越準備金は35,527,786円、当期純損失は4,100円で、準備金合計は35,523,686円となっております。

資本合計は、基本財産の1,500千円を加え、37,023,686円となっております。

7 ページは準備金計算書でございます。

8 ページは財産目録、9 ページ、10ページは決算監査意見書の写しでございます。

11ページは資本金明細表、12ページは現金及び預金明細表となっておりますので、御参照ください。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

日程第3 議案第32号～議案第37号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3. 議案第32号 令和5年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第33号 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第34号 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第35号 令

和5年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、議案第36号 令和5年度鹿島市水道事業会計決算認定について、議案第37号 令和5年度鹿島市下水道事業会計決算認定について、以上の6議案は一括して質疑に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。藤家会計管理者。

○会計管理者（藤家 隆君）

それでは、議案第32号から議案第35号までの令和5年度鹿島市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定の4議案につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の令和5年度歳入歳出決算書により一括して説明いたしますので、準備のほどよろしくお願ひします。

それでは、最初に一般会計について説明します。

決算書の3ページをお願いします。

一般会計の歳入合計は、表の一番下の行、調定額17,739,509,521円、収入済額17,628,463,344円、不納欠損額7,193,920円となり、収入未済額は103,852,257円となっています。

次に、6ページをお願いします。

一般会計の歳出合計は、支出済額17,296,920,382円、翌年度繰越額は932,064千円で、不用額は467,976,118円となっております。その結果、歳入歳出差引残額は331,542,962円となり、そのうち翌年度に繰り越すべき財源73,072千円を差し引いた実質収支額は258,470,962円となります。これにつきましては、151ページの実質収支に関する調書を御参照ください。

次に、16ページをお願いします。

歳入の主なものについて説明します。

1款1項. 市民税から5項. 入湯税までの市税は収入済額3,197,617,489円となり、前年度と比較して48,676,915円の増額となっております。前年度との比較につきましては、別途、監査委員から提出いただいた鹿島市歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を御参照ください。不納欠損額は6,691,083円、収入未済額は68,274,190円となっております。

なお、収入未済額は令和6年度に引き継がれます。また、市税収入は歳入全体の18.1%を占めています。

次に、17ページ中ほどの6款. 法人事業税交付金は、県が市町に対して法人税収入の7.7%を交付するもので、前年度と比較して12,211千円の増額の58,021千円の収入済額となっております。

10款. 地方交付税の収入済額は4,138,309千円で、前年度と比較し85,659千円の増となっています。物価高騰や光熱水費の上昇に伴うものや、マイナンバーカードの交付率上位に対する増額交付なので、歳入全体に占める割合は23.5%です。

19ページをお願いします。

使用料及び手数料の収入済額は203,712,819円、不納欠損額は53,570円、収入未済額は

16,683,677円です。

22ページをお願いします。

14款．国庫支出金の収入済額は2,846,039,318円で、前年度と比較して340,190,145円の減額となっております。

23ページ、1項2目の衛生費国庫負担金で、5類移行に伴う新型コロナウイルスワクチン接種負担金の減などが要因です。

25ページをお願いします。

一番下段の15款．県支出金は1,677,864,173円で、前年度と比較して101,634,128円の増額となっております。

32ページをお願いします。

17款．寄附金は1,099,473,132円で、前年度と比較して528,076,747円の増額となっております。企業版を含めたふるさと納税が令和4年度の約547,000千円から令和5年度は約1,080,000千円となり、ほぼ倍増となりました。

次に、33ページをお願いします。

18款．繰入金は、各種基金と他会計からの繰入れにより、602,296,999円の収入済額となっております。

34ページです。

19款．繰越金は、前年度決算繰越金と繰越一般財源を合わせて648,820,409円です。

20款．諸収入は、預託金の元金収入、地域支援事業受託収入、雑入などで489,936,170円です。

39ページをお願いします。

21款．市債の収入済額は1,671,754千円で、前年度と比較して76,391千円の増となっております。

歳入は以上になります。

続きまして、歳出です。

41ページをお願いします。

1款．議会費の支出済額は153,293,176円です。

42ページ、2款．総務費の支出済額は3,997,526,871円で、歳出の23.1%を占めています。前年度と比較して768,473千円の増額となっており、昨年9月10日にオープンした鹿島市民文化ホールSAKURASの工事費及び備品購入費、歳入で説明しましたふるさと納税の増額に伴う返礼品に係る費用の増加、基金への積立金の増などによるものです。

56ページをお願いします。

3款．民生費の支出済額は6,213,798,172円で、歳出に占める割合は35.9%になります。前年度より311,541,181円の増額となっています。低所得者支援給付金や障害自立支援給付

金などの増加によるものです。

次に、70ページをお願いします。

4 款．衛生費は1,146,848,752円を支出し、前年度と比較して23,941,289円の減となっております。新型コロナウイルスワクチン接種委託料や杵藤広域葬斎公園負担金などの減によるものです。

78ページをお願いします。

6 款．農林水産業費は977,191,705円を支出し、前年度と比較して137,833,204円の増となっております。産地生産基盤パワーアップ事業交付金繰越明許や基幹水利施設ストックマネジメント事業、七浦干拓地区実施計画書作成業務委託などによるものです。

89ページをお願いします。

7 款．商工費は666,107,495円の支出済額で、前年度と比較して132,591,264円の減額となりましたが、前年度に引き続き緊急経済対策としての「かしまを元気に！まるごと応援券」の発行や、今年3月に完成した道の駅「鹿島」の駐車場等整備工事などを実施しました。

94ページをお願いします。

8 款．土木費は816,750,481円の支出済額で、前年度と比較して71,765,983円の増額となっております。都市計画道路井手西葉線県工事負担金や、市営新方住宅住戸改修1期工事繰越明許などによるものです。

106ページをお願いします。

9 款．消防費は438,722,126円の支出済額です。消防団の積載車2台の更新、防災情報屋内放送システム告知受信機100台購入、河川監視カメラ設置工事2か所など、地域防災の向上に努めております。

108ページをお願いします。

教育費は1,220,077,039円の支出済額で、歳出に占める割合は7.1%です。小学校費では明倫小体育館長寿命化改良工事、中学校費では西部中大規模改造工事、社会教育費では鹿島市民文化ホールSAKURASの運営経費、保健体育費ではSAGA2024国スポ・全障スポの市実行委員会への交付金などを支出しております。また、学校給食費では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者の負担軽減に努めました。

124ページをお願いします。

11 款．災害復旧費は51,197,263円の支出済額で、前年度と比較して188,278,156円の減となっております。令和3年8月豪雨及び秋雨前線豪雨により被災した道路施設の災害復旧工事が完了したことなどによるものです。

126ページ、12 款．公債費は1,012,306,690円の支出、13 款．諸支出金は540,566,480円の支出となります。

一般会計については以上です。

次に、議案第33号 国民健康保険特別会計決算についてです。

7ページにお戻りください。

国民健康保険特別会計の歳入合計は、表の一番下段になりますが、調定額3,965,777,550円に対して、収入済額3,857,431,802円となっており、不納欠損額は8,181,833円、収入未済額は100,163,915円となっております。

次に、9ページをお願いします。

歳出です。

歳出合計は支出済額3,771,958,414円で、不用額は67,249,586円となりました。

歳入歳出差引残額は85,473,388円となり、全額を基金のほうへ繰り入れております。

次に、歳入の明細について、主なものを説明します。

130ページをお願いします。

1 款. 国民健康保険税の調定額は822,628,479円、収入済額は715,256,164円で、収入済額は前年度と比較して6,190,430円の増となっています。不納欠損額は8,151,797円、収入未済額は99,220,518円となっております。

次に、131ページをお願いします。

4 款. 県支出金は収入済額2,735,060千円で、前年度と比較して56,063千円の増となっています。1 節. 保険給付費等交付金の普通交付金の増額によるものです。

6 款. 繰入金は395,608,157円の収入済額で、前年度と比較して38,962,419円の増となっております。

次に、歳出は134ページからになりますが、136ページをお願いします。

2 款. 保険給付費の支出済額は2,634,449,207円で、前年度と比較して96,891,349円の増となっています。

次に、137ページの3 款. 国民健康保険事業費納付金の支出済額は933,018,943円となり、前年度より1,341,686円の増となっています。

次に、138ページの6 款. 保健事業費の支出済額は32,519,142円、139ページの9 款. 諸支出金は、過年度分の国県負担金返還金を含む支出済額33,241,133円で、前年度と比較して26,380,443円の減となっています。

国民健康保険特別会計は以上です。

次に、議案第34号 後期高齢者医療特別会計の決算についてです。

10ページにお戻りください。

後期高齢者医療特別会計の歳入合計は、調定額488,152,391円に対し、収入済額487,273,259円となっており、不納欠損額は399,647円、収入未済額は479,485円となっています。

11ページの歳出合計は支出済額482,134,399円で、不用額は1,215,601円となりました。歳入歳出差引残額は5,138,860円となっております。

次に、歳入の明細について、主なものを説明します。

143ページをお願いします。

1 款．後期高齢者医療保険料は、調定額331,061,812円に対し、収入済額は330,182,680円で、前年度と比較して19,749,159円の増額となっております。

3 款．繰入金は収入済額154,405,733円となり、前年度より13,186,362円の増です。

次に、歳出ですが、145ページをお願いします。

2 款．後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は473,088千円となり、前年度より27,339千円の増となっています。

最後に、議案第35号 令和5年度給与管理特別会計についてです。

12ページをお願いします。

給与管理特別会計は、一般会計及び各特別会計の会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当等、共済費などと重複した決算になります。説明は省略します。

なお、151ページから154ページには実質収支に関する調書、155ページから166ページには財産に関する調書、167、168ページには基金運用状況を掲載しています。また、主要施策の成果説明書及び指定管理事業報告書の概要を提出し、監査委員の方から審査意見書を頂いております。

以上をもちまして概要説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、議案第36号 令和5年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

議案書の8ページを御覧ください。

令和5年度鹿島市水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の水道事業会計決算書にて御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

決算書の1ページ、2ページを御覧ください。

令和5年度鹿島市水道事業決算報告書でございます。この決算報告書は税込み表記となっております。

それでは、収益的収入及び支出でございます。

収入、1 款．事業収益は、当初予算額573,008千円に対し、決算額は584,064,141円でございます。

この事業収益の決算額内訳でございますが、1 項．営業収益は、主たる営業活動から生

ずる収益であり、給水収益、新設負担金など、予算額合計520,908千円に対し、決算額は528,927,394円でございます。

2 項. 営業外収益は、主たる営業活動以外から生ずる収益であり、他会計補助金、長期前受金戻入など、予算額合計52,178千円に対する決算額は55,136,747円でございます。

3 項. 特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき収益であり、予算額合計2千円に対する決算額はゼロ円でございます。

次に、支出でございます。

1 款. 事業費は、予算額合計541,941千円に対し、決算額は495,118,521円となり、不用額は46,822,479円でございます。

事業費の内訳でございます。

1 項. 営業費用は、主たる営業活動から生ずる費用であり、水道施設の維持管理費用、事務全般に関する費用や減価償却費など、決算額は449,396,522円でございます。

2 項. 営業外費用は、主たる営業活動に関わる費用以外の費用で、企業債利息など、決算額は45,721,999円でございます。

3 項. 特別損失は、当年度の経常費用から除外すべき損失でございますが、支出はございません。

4 項. 予備費の執行はございません。

次に、3、4 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入、1 款. 資本的収入は、水道資産の取得に伴い生ずる収入で、当初予算額176,420千円に前年度からの繰越額に係る財源充当額26,000千円を加えた予算額合計は202,420千円で、これに対する決算額は124,464,472円でございます。

資本的収入の決算額の内訳でございますが、1 項. 他会計出資金は予算額合計5,718千円に対し、決算額は5,718,472円でございます。

2 項. 他会計負担金は、予算額合計3,300千円に対し、決算額は1,260千円でございます。

3 項. 工事負担金は収入がございません。

4 項. 工事補償金は、予算額合計12,500千円に対し、決算額は11,686千円でございます。

5 項. 固定資産売却収入は収入がございません。

6 項. 企業債は、予算額合計154,900千円に対し、決算額は105,800千円でございます。

次に、支出になりますが、1 款. 資本的支出は、前年度からの繰越額を加えた予算額合計403,994千円に対し、決算額は347,883,642円で、令和5年度への繰越額21,200千円を除いた不用額は34,910,358円となりました。

次に、決算額の内訳でございますが、1 項. 建設改良費は、人件費、配水管の布設替え、久保山配水池改修事業費など、決算額は180,513,299円でございます。

2 項. 企業債償還金は企業債元金の償還でございまして、決算額は167,370,343円でございます。

3 項. 予備費の執行はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額223,419,170円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,570,800円、当年度分損益勘定留保資金177,189,309円及び減債積立金30,659,061円で補填しております。

なお、補填財源の詳細については、23ページに記載しております。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和5年度鹿島市水道事業損益計算書でございます。

この損益計算書は当該年度の経営成績を表すものであり、税抜き表記でございます。

1. 営業収益から2. 営業費用を減じた営業利益は45,391,047円でございます。この営業利益に3. 営業外収益を加え、4. 営業外費用を減じた経常利益は73,184,250円でございます。この経常利益に5. 特別利益を加え、6. 特別損失を減じた当年度の純利益は73,184,250円となりました。

続きまして、6、7ページを御覧ください。

令和5年度鹿島市水道事業剰余金計算書でございます。

資本金、資本剰余金、利益剰余金の増減を表すもので、金額は税抜き表示でございます。

資本金は、今年度の資本的収入である他会計出資金5,718,472円分が増加し、当年度末残高は1,589,824,885円でございます。

資本剰余金は増減がなく、367,360,769円でございます。

利益剰余金でございますが、減債積立金は前年度末残高687,410,015円に前年度の純利益50,334,125円を繰り入れ、資本的収支の不足額に30,659,061円を処分した結果、当年度末残高は707,085,079円でございます。

建設改良積立金は、前年度末の純利益30,000千円を繰り入れた結果、当年度末残高は60,000千円でございます。

未処分利益剰余金は、前年度末残高1,158,910,053円から前年度処分の80,334,125円を差し引いた額が繰越利益剰余金1,078,575,928円となり、減債積立金の取崩し額30,659,061円と当年度純利益73,184,250円を加えた当年度未処分利益剰余金は1,182,419,239円となります。これにより、当年度末残高の利益剰余金の合計は1,949,504,318円でございます。

よって、資本合計の当年度末残高は、資本金の当年度末残高に資本剰余金合計及び利益剰余金合計の当年度末残高を加えた3,906,689,972円でございます。

次に、6ページ下段の令和5年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書でございます。

これは当年度分の未処分利益剰余金1,182,419,239円に含まれる当年度純利益73,184,250円を鹿島市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分に係る条例に基づき、減債積立金及び建

設改良積立金へ処分するものであり、処分後残高となる1,109,234,989円が次年度への繰越利益剰余金でございます。

続きまして、8、9ページを御覧ください。

令和5年度鹿島市水道事業貸借対照表でございます。

貸借対照表は、企業の財政状況を明らかにするため、当該企業が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。

8ページの資産の部でございます。

1. 固定資産は、有形固定資産合計4,351,979,596円に無形固定資産合計2,220,918,506円を加えた6,572,898,102円。

2. 流動資産は、現金預金996,832,894円、未収金27,214,377円など1,021,691,701円でございます。

よって、資産合計は7,594,589,803円となります。

9ページ、負債の部でございます。

3. 固定負債合計は、企業債残高のうち1年以内に償還が発生しない企業債など2,056,357,773円でございます。

4. 流動負債合計は、企業債残高のうち1年以内に償還が発生する企業債など254,439,296円でございます。

5. 繰延収益でございますが、長期前受金は減価償却を行うべき固定資産の取得に伴い交付された補助金相当額を長期前受金勘定をもって整理したものでございまして、2,385,430,785円でございます。

マイナス表記をしております収益化累計額は、毎事業年度長期前受金から国庫補助金等で取得した資産の減価償却の財源として収益的収入である長期前受金戻入へ収益化した額の累計でございます。

長期前受金から収益化累計額を減じた繰延収益合計は1,377,102,762円となります。これに固定負債、流動負債を加えた負債合計は3,687,899,831円でございます。

次に、資本の部でございますが、6. 資本金及び7. 剰余金につきましては、6、7ページの剰余金計算書でも御説明いたしましたとおり、資本合計は3,906,689,972円となります。

よって、負債合計に資本合計を加えた負債資本合計は7,594,589,803円となり、8ページの資産合計と一致していることを御確認ください。

続きまして、10、11ページを御覧ください。

このページは決算書作成に伴う特記事項を注記として記載しておりますが、説明は省略いたします。

決算書類の説明は以上となります。

続きまして、決算附属書類の説明でございます。

12ページから16ページは概況、17ページから19ページまでは工事について記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

20ページを御覧ください。

ここには業務について記載しております。令和5年度末の配給水状況でございます。年度末給水人口は2万4,134人、年度末給水戸数は9,687戸、年間配水量は301万451立方メートル、年間有収水量は225万4,480立方メートル、年間有収水量率は74.9%となりました。

次に、中段の表は受託修繕工事及び給水装置工事状況でございます。工事全体では前年度より76件減少し、391件でございます。

下段の表、事業収入に関する事項は税抜き表記で、事業収入の計は536,182,387円でございます。

なお、給水量1立方メートル当たりの料金収入は204円64銭となっております。

21ページを御覧ください。

事業費に関する事項は税抜き表記で、総合計は462,998,137円でございます。

なお、給水量1立方メートル当たりの給水原価は186円42銭となります。

22ページを御覧ください。

ここからは会計について記載しております。重要契約の要旨では、契約金10,000千円以上の工事を記載しております。

次に、企業債及び一時借入金の概況では、企業債の借入れ、償還について記載しております。企業債の本年度末残高は2,128,587,647円でございます。

23ページを御覧ください。

その他会計経理に関する事項では、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費の決算額は68,109,553円でございます。交際費の執行はございません。

次に、中段の表、棚卸資産購入限度額に対する決算額では、新品及び修繕メーター購入などで決算額は3,040,730円でございます。

下段の表、令和5年度補填財源説明では、決算書3ページで御説明いたしました資本的収支不足額223,419,170円に対する補填財源について記載しており、補填後の残高は840,269,329円となっております。

24ページを御覧ください。

その他（不課税収入明細書）でございます。収益的収入及び資本的収入中の不課税収入の用途を表したものでございます。

25ページを御覧ください。

令和5年度鹿島市水道事業キャッシュフロー計算書でございます。1会計期間における現金預金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分により表示したものでございます。

Ⅰ．業務活動によるキャッシュフローは、水道事業の通常の営業活動により資金の増減を表すもので、278,024,324円の資金を得ております。

Ⅱ．投資活動によるキャッシュフローは、水道施設整備などの設備投資による資金の増減を表すもので、120,528,709円の資金を使用いたしました。

Ⅲ．財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れや償還などによる資金の増減を表しており、55,851,871円の資金を使用いたしております。

以上により、当該年度における資金の増減は営業活動で得た資金を有形固定資産取得のための投資活動と企業債償還のための財務活動に充てたことにより、現金預金の期末残高は101,643,740円増加し、996,832,894円となりました。

この額は、決算書8ページの貸借対照表に記載しております流動資産の現金預金の額と一致しております。

続きまして、26ページから30ページは令和5年度鹿島市水道事業会計収益費用明細書、31ページから33ページは令和5年度鹿島市水道事業会計資本的収支明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

34ページから35ページを御覧ください。

固定資産明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産の増減、減価償却の状況を記載しております。

36ページから41ページは企業債明細書でございます。

40、41ページの一番下段の計の行を御覧ください。

企業債の発行総額4,406,100千円に対し、償還高累計は2,277,512,353円、未償還残高は2,128,587,647円でございます。

42ページを御覧ください。

予算繰越計算書でございます。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございますが、七浦水源地及び配水池計装盤更新工事に伴う予算繰越しでございますが、年度内に支払う義務が生じなかった予算額21,200千円を令和6年度に繰り越すものでございます。

以上で令和5年度鹿島市水道事業決算認定について御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ここで10分程度休憩をしたいと思います。11時5分から再開いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

当局の説明を求めます。山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

議案第37号 令和5年度鹿島市下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

議案書9ページを御覧ください。

令和5年度鹿島市下水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

別冊の下水道事業会計決算書にて説明しますので、御準備をお願いします。

決算書1ページ、2ページを御覧ください。

令和5年度鹿島市下水道事業決算報告書でございます。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入、1款. 下水道事業収益は、予算額合計1,036,144千円に対し、決算額は1,015,179,872円でございます。

決算額の内訳ですが、1項. 営業収益は、主たる営業活動から生じる収益で、下水道使用料、他会計負担金など、予算額合計314,183千円に対し、決算額は309,926,057円でございます。

2項. 営業外収益は、主たる営業活動以外から生ずる収益であり、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入など、予算額合計721,961千円で、これに対する決算額は705,223,340円でございます。

3項. 特別収益は、例外的に発生した臨時的な収入であり、過去の年度に属する使用料を収入したことにより、決算額は30,475円でございます。

次に、支出ですが、1款. 下水道事業費用は、前年度からの繰越額を加えた予算額合計983,330千円に対し、決算額は970,257,724円で、不用額は13,072,276円となりました。

決算額の内訳ですが、1項. 営業費用は、主たる営業活動に要する費用で、管渠、ポンプ場、処理場の維持管理費用、事務全般に関する費用や減価償却費など、決算額は893,129,039円でございます。

2項. 営業外費用は、主たる営業活動以外に要する費用で、企業債利息など、決算額は76,493,666円、また、3項. 特別損失は、決算額635,019円でございます。

4項. 予備費の執行はございません。

3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入、1款. 資本的収入は、当初予算額824,522千円に前年度からの繰越額に係る財源充当額289,432,300円を加えた予算額合計は1,113,954,300円で、これに対する決算額は762,133,566円でございます。

次に、決算額の内訳ですが、1項. 企業債は、予算額合計604,500千円に対し、決算額は

389,700千円でございます。

2 項. 他会計負担金は、予算額合計16,842千円対し、決算額は12,630,268円でございます。

3 項. 他会計補助金は、予算額合計3,000千円に対し、決算額は45,668,643円でございます。

4 項. 国庫補助金は、予算額合計454,282,300円に対し、決算額は292,081,055円でございます。

5 項. 受益者負担金及び分担金は、予算額合計35,330千円に対し、決算額は22,053,600円でございます。

次に、支出になりますが、1 款. 資本的支出は、前年度からの繰越額を加えた予算額合計は1,420,409,700円でございます。また、決算額は1,027,347,159円で、令和6年度への繰越額195,961,990円及び継続費通次繰越額125,000千円を除いた不用額は72,100,551円となりました。

次に、決算額の内訳ですが、1 項. 建設改良費は、管渠、ポンプ場、処理場の人件費、委託料、工事請負費など、決算額は695,879,141円でございます。

2 項. 企業債償還金は、決算額331,468,018円でございます。

3 項. 予備費の執行はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額278,874,338円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,230,316円、繰越工事資金44,859,400円、過年度分損益勘定留保資金71,421,818円、当年度分損益勘定留保資金132,362,804円で補填しております。

なお、補填財源の詳細につきましては、22ページに記載しております。

続きまして、5 ページを御覧ください。

令和5年度鹿島市下水道事業損益計算書でございます。

1 年間の経営成績を表す指標で、金額は税抜き表示でございます。

1. 営業収益から2. 営業費用を減じた営業損失は576,491,135円となります。この営業損失に3. 営業外収益を加え、4. 営業外費用を減じた経常利益は15,241,424円でございます。この経常利益に5. 特別利益を加え、6. 特別損失を減じた当年度純利益は14,691,832円となりました。

6 ページ、7 ページを御覧ください。

令和5年度鹿島市下水道事業剰余金計算書でございます。

資本金、資本剰余金、利益剰余金の増減であります。ここも金額は税抜き表示となります。

資本金の増減はなく、当年度末残高は757,602,314円でございます。

資本剰余金は、他会計補助金における他会計出資金繰入れ5,095,330円の増により、当年度末残高は444,823,504円でございます。

また、7ページ記載の利益剰余金は、未処分利益剰余金における当年度純利益14,691,832円の増により、当年度末残高は192,190,640円となりました。

よって、資本合計の当年度末残高は1,394,616,458円となっております。

なお、下表は剰余金処分計算書でございますが、これは当年度純利益14,691,832円を鹿島市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき減債積立金へ積み立てることから、次年度への繰越利益剰余金は発生しないことを表しております。

8ページ、9ページを御覧ください。

令和5年度鹿島市下水道事業貸借対照表でございます。

決算日における財政状況を明らかにし、保有する全ての資産、負債及び資本を表す指標で、金額は税抜き表示でございます。

8ページは資産の部でございますが、1. 固定資産は、有形固定資産16,154,319,712円に無形固定資産3,036,578円を加えた16,157,356,290円、2. 流動資産は、現金預金452,280,112円、未収金59,599,879円など、合計613,628,791円でございます。

よって、資産合計は16,770,985,081円となります。

9ページは負債の部となります。

3. 固定負債は、1年以内に償還が発生しない企業債など6,416,858,095円、4. 流動負債は、1年以内に償還が到来する企業債など556,095,212円でございます。

5. 繰延収益ですが、長期前受金は減価償却を行うべき固定資産の取得、または改良に充てるために交付を受けた補助金や、受益者負担金等相当額を長期前受金勘定をもって整理したもので、9,764,917,299円でございます。また、長期前受金収益化累計額は、毎事業年度国庫補助金等で取得した資産の減価償却の財源として長期前受金からの戻入れにより収益化した額の累計で、1,361,501,983円でございます。

したがって、長期前受金から収益化累計額を減じた繰延収益合計は8,403,415,316円となり、これに3. 固定負債、4. 流動負債を加えた負債の合計は15,376,368,623円となります。

次に、資本の部でございますが、6ページ、7ページの剰余金計算書のとおり、資本合計は1,394,616,458円となります。

よって、負債合計に資本合計を加えた負債資本合計は16,770,985,081円となり、この負債資本合計は8ページの資産合計と一致していることを御確認ください。

10ページを御覧ください。

ここは決算書の作成に当たり特記事項を注記として記載しておりますが、説明は省略いたします。

これより決算附属書類となります。

11ページから24ページは、令和5年度鹿島市下水道事業報告書でございます。

11ページから14ページは概況、15ページから17ページは工事について記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

18ページを御覧ください。

ここは業務について記載しております。

令和5年度末現在の状況ですが、計画区域内人口1万4,833人、供用開始区域内人口1万2,392人、下水道接続人口9,172人となっており、計画区域内普及率は83.5%、水洗化率は74.0%となりました。また、総処理水量に対する有収率は90.3%でございます。

次に、中段の表は事業収入に関する事項ですが、その合計は971,899,509円、下段の表の事業費に関する事項の総合計は957,207,677円でございます。

19ページ、20ページを御覧ください。

ここからは会計ですが、契約金額10,000千円以上の工事請負費及び委託料について重要契約の要旨を記載しております。

21ページ、22ページを御覧ください。

企業債及び一時借入金の概況です。企業債の本年度末残高は6,692,960,395円となっております。

22ページのその他会計経理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費の決算額は81,208,988円でございます。

次に、補填財源についての説明ですが、3ページで御説明いたしました資本的収支不足額278,874,338円に対する補填財源について記載しております。補填後の残高は333,635,879円となっております。

23、24ページを御覧ください。

ここは不課税収入明細書であります。他会計負担金など不課税収入の使途について記載しております。

25ページを御覧ください。

令和5年度鹿島市下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。1年間の資金の流れを明らかにする指標で、金額は税抜き表示となります。

1. 業務活動によるキャッシュフローは、下水道事業の通常の業務活動の実施による資金の増減を表すもので、297,198,850円の資金を得ています。

2. 投資活動によるキャッシュフローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動による資金の増減を表すもので、230,830,282円の資金を使用しております。

3. 財務活動によるキャッシュフローは、企業債等の借入れや償還による資金の増減を表しており、58,231,982円の資金を得ています。

以上により、令和5年度の資金の流れといたしましては、業務活動や財務活動で得た資金を固定資産取得のための投資活動に充てたことにより、現金預金の期末残高は124,600,550

円増加し、452,280,112円となりました。この額は8ページの貸借対照表に記載の流動資産の現金預金の額と一致しております。

26ページから30ページは収益費用明細書、31ページから33ページは資本的収支明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

34ページ、35ページを御覧ください。

固定資産明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産の増減と減価償却の状況を記載しております。

36ページから39ページは企業債明細書でございます。

38ページ、39ページの計の欄を御覧ください。

企業債発行総額10,819,720千円に対し、償還高累計は4,126,759,605円、未償還残高は6,692,960,395円となっております。

40ページ、41ページを御覧ください。

予算繰越計算書でございます。

上段の表は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越計算書で、汚水準幹線・枝線管渠築造工事及び舗装復旧工事ほか2件の翌年度への繰越額の合計は195,961,990円でございます。

下段の表は、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越計算書でございます。鹿島市浄化センター改築事業で、継続費の総額991,000千円、そのうち令和5年度継続費予算額が248,000千円、支払義務発生見込額は83,120千円、残額164,880千円のうち、翌年度通次繰越額は125,000千円でございます。

以上で令和5年度鹿島市下水道事業決算認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

議案第32号から議案第37号までの6議案は、決算審査特別委員会を設置し、委員会付託による審査を予定しております。このため、質疑は6議案を一括し、総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑をされる場合は会計名を言ってから質疑に入ってください。質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

それでは、一般会計の分で質問をさせていただきます。

今回、歳入が17,628,463千円、歳出が17,296,920千円というふうになっております。

今回、この決算書等をずっと見てまいりました。そういう中で、やはり気になるのは、全体の一般会計の歳出区分、大きく分けて11項目から13、14ぐらいあるわけですけど、突出しているのがやはり民生費です。これが全体の35.9%。民生費はどういうふうなものかとい

ますと、社会福祉費、この中には障害者の皆さんに対するもの、国民年金であったり、同和、そして、高齢者福祉、児童福祉、生活保護など、様々な項目があります。少子高齢化の中、これからますますこの民生費の割合は増えてくるのではないかと考えております。

そういう中で、1点だけ質問をさせていただきます。

今後の鹿島市の課題は、成果説明書の冒頭にも書いてあります、庁舎を含めた公共施設の老朽化による改修です。市民ホールSAKURASが完成をし、次、やはり考えるのはこの庁舎でしょう。もちろんその前に駅前開発等も入っておりますが、公共施設の老朽化をどういうふうに改修していくかということになると思います。そのためには、行財政運営プランをどのように考えているのか。今回の民生費、前年度よりも3億円以上増えております。そういう中で、行財政運営プランをどのように考えているのか。市民の皆さんも今日は初日の議案審議を視聴されていると思いますので、説明をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

行財政運営プランということですので、私のほうから回答させていただきます。

行財政運営プランにつきましては、平成28年2月に策定した鹿島市行財政改革プランに基づきまして、歳出の削減だとか歳入の確保対策、そういったものについて効率的な行政運営に努めてまいりました。

第七次総合計画になりまして、令和3年3月に現在の行財政運営プランのほうを策定しております。ここも前のプランに引き続きまして、歳出の削減、それから、歳入の確保対策、そういったものを持続的な行政運営のために今後行っていくということでございます。

特に、近年ありますふるさと納税の推進だとか、行財政使用料の見直しとか、そういったところで何とか歳入を増やしていこう、それから、国の補助事業にも積極的に取り組んでいこうということで、財源の確保を今後していきたいということで、これは引き続き努力をしていく項目でございます。

そういう中で、令和5年につきましては、特に人材の確保と育成、職員の能力向上とか、そういったものについての取組とか、あと、ICTの活用についても積極的に取り組んでおります。BPRの業務改革の推進だとか、AI-OCRとか、窓口業務の合理化というような形で、市民サービスを落とさずに、行政サービスを落とさずに、そういったものを改革していこうという項目だとか、あと、組織の見直しについても課題の洗い出しと必要な見直しについて継続的に協議をしております。

いずれにしても、庁舎の改築とかの課題がある中で、こういったものを総合的にやっていく、それが行財政運営プラン、政策調整課のほうで横串を刺して何とかみんなで考えていきたいと思いますということを今現在やっております。まだまだ課題は多くありますけれども、引き

続き努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

説明ありがとうございます。

今御答弁いただいた部分、大体私たちもそういうふうなところから入っていくのかなというのは分かります。

人口が減っていく中、市税の歳入不足というのを感じます。そういう中で、昨年度は、今回の決算にも出ておりますふるさと納税が10億円を超えました。そういうふうないい面も出てきてはいるんですが、DX推進であったり、新たな様々な施策等がやっぱり出てくるんですね。そういう中で、おっしゃったように、国の補助事業に積極的に取り組む、その姿勢はいいでしょう。それはいいと思うんですけど、それがどこまで市民サービスの向上につながっているのか、ここはまだなかなか分からないところですね。便利にはなってくる。しかし、これが市民サービスの向上と言えるのか。まだ市民の皆さんには実感としてつかめていないのではないかなと思っております。

今日は大綱的な質疑ですので、このくらいにしておきますが、次の決算審査特別委員会までに、先ほどおっしゃった行財政運営プラン、これは普通考えたら数年後まで考えているはずなんですね、単年度だけの計画ではないはずです。できればその計画書を提出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

提出をさせていただきます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

大綱質疑として質問させていただきます。

一般会計につきまして、成果説明書の12ページのところになります。こちらの市債残高、基金残高を含めた形で質問をさせていただきたいと思います。

令和5年度市債残高が約137億円となっております。このうち臨時財政対策債が4,110,000千円という形になっていまして、基金のほうなんですけれども、若干上向きになっていますが、1,169,000千円という形になっています。ただ、この中で公共事業等に使うことができ

る公共施設建設基金につきましては、過去の中で6億円を切ることはありませんでしたが、今回6億円を切って594,000千円という形になっています。

今の財政状況を財政課としてはどのように考えておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答えいたします。

まず、市債残高の分、議員から御紹介ありましたとおり、5年度末で137億円ということであります。そのうち臨時財政対策債を除いた建設地方債という建設に充てた分が約9,580,000千円ということになります。この分は過去最高といたしましては、平成12年度に約138億円というのがピークでありました。徐々に減らしていった中で、最近、SAKURASの前にも新世紀センターとかの市債残高がだんだん多くなってきて95億円ぐらいになっております。ここで一応一段落、大型事業としては少し落ち着いて、今年度の予算にしては発行額より返済額、公債費よりも借入額が少ないということで、残高が減の方向に向かっていくということで、ここら辺はまた指標を注視しながら、先ほどの伊東議員からもありましたとおり、今後、ほかの投資に向けた指標については注視していきたいと考えております。

基金残高の財政調整基金のほうは若干増えまして1,170,000千円程度ということで、ずっと以前から申し上げているとおり、財政調整基金と公共施設建設基金を合わせて約10億円以上は確保しておきたいということで、それくらい持っておかないと予算等の編成に支障を来すということでしておりますので、公共施設建設基金につきましては、なかなか積み立てる、増やすほうがなくて、今回もSAKURASの建設にも公共施設建設基金等を繰り入れたりして減額しているところですが、若干市有財産の売却等で積立てはしていますが、少し減っている状況であります。この分は丸々建設に充てるのではなくて、例えば、大型建設をするときも借入金、起債を充てますけれども、起債にはどうしても一般財源がついてきます。100%起債というのはなかなかないです。そのときの当年度の一般財源が多額になるときに公共施設建設基金を充当したりして一般財源の負担を軽くしている状況ですので、ここら辺はなるべくあったほうがいいですが、これがなければ一般財源での投資に向かっていくということになります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

今の財政状況について説明をいただきました。

そういう中で、先ほど伊東議員も質問の中でありましたけれども、今後、鹿島市においては駅前周辺整備、また、庁舎の耐震等もあります。そのほかの事業についても鹿島市がやらなければならない事業というのは非常に多くなっているのが現実ですが、その辺を財政課としてはどのように考えておられるのか。実際、鹿島市が財政状況の中でどこまで余力があるのかというのを今後は考えておかないと、いろいろな事業に対しては鹿島市がどう臨んでいくのかというのが問われると思いますけれども、その辺、担当課としてどのように考えておられますか。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答えいたします。

そこら辺の将来的なものにつきましては、毎年ローリングして政策調整部門で行っています実施計画とか、長期の大きな計画、公共施設の建設とか、そういうのも含めて、毎年毎年ずっとローリングしながら実施計画を計上しながら予算を編成していくという形を毎年しております。決算を迎える中で、財政指標、公債費に係る指標とかというのを見ながら、どこまで建設できるのかというのは、そういう中で毎年ローリングしながら見極めていきますので、これだけあってこれができるというある程度の見込みは中期財政計画とかで立てますけれども、そこは毎年状況が違いますので、ハード事業だけではなくてソフト事業も増えていきますので、全体を見ながら財政としては財源の配分とか考えていきますので、そこら辺は毎年指標を注視しながら財政運営を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9 番松田義太議員。

○9 番（松田義太君）

今後の事業に関しては今おっしゃったような答弁になるのかもしれませんが、実際、今後の事業についての予算額というのが正直全く見えていないような状況、耐震についても、駅前周辺整備についても、その他の事業等についても、正直事業費が見込まれていない状況の中で今後どうしていくのかというのは恐らくまた議会のほうで問われると思いますので、ぜひその辺は精査のほうをしておいていただければと思います。

もう一点ですけれども、9 ページですが、ふるさと納税基金についてお伺いをしたいと思います。これについても基金の取崩しを多分ふるさと納税というのはされていると思うんですが、今の財政的にどのようにやられているのか分からないのでお伺いをしたいと思います。基金で取崩しをして、恐らく令和 6 年度の一般会計においても一緒ですが、ふるさと納税を使われている部分が多々あります。この基金を取り崩した場合、最終的には基金取崩し

分に関してはこの基金に戻すのか、それとも一般会計の中でそのまま使うという形で令和5年も来られたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答えいたします。

戻すのか戻さないのかという御質問に対しては、まずは予算で繰り入れるルールのなものとして、令和6年に繰り入れた分の中で、令和4年度の決算で、使途がそれぞれ寄附者の意思でメニューの中で1から7までの項目があって、産業の振興とか、福祉の充実とか、そういう使途に対して指定があったものは、4年度の決算の確定した分を6年度に繰り入れて使わせていただくということがあります。

それ以外に、市長におまかせということで、メニューの中で寄附者の方が市長におまかせでいいですよということである分は、そういうルール化はなくて、使わなければたまっていく、基金に積み立てられていくということになります。当初予算の中でいろんな特別の臨時的なものとか、6年度でいいますと、国スポだったり、DXだったり、高校生の医療費助成だったり、給食、医療費助成とか、そこら辺の一般財源の負担が多大にある分について市長におまかせの分を繰り入れさせてもらって財政運営しているところですので、そこら辺は2通り崩し方があって、それはその年度で消化した分は戻すということじゃなくて、戻した財源としては寄附者からの御寄附の分が積み立てられていくということになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

ふるさと納税の基金に対して1つだけ気になることがあるんですけども、令和5年度の事業についてもそうですが、なし崩し的に事業に使われているんじゃないかと。それは、結局、鹿島市の財政が厳しい中で事業に取り組むに当たって、事業編成もそうですけれども、先ほどおっしゃったように、ふるさと納税の産業部門であったり、それぞれ商工部門に使われているのかもしれませんが、その取決めが少しどうなのかなというところが、決算書とかそういうのを見れば思います。それは財政的な考えではきちんとやっていますということなんでしょうけれども、実際、基金として積んでいてもいいのかなと思うところもあるわけですね。しかし、財政的に厳しいので、ふるさと納税の基金をうまく活用しているということであれば、その言い方は当たっているのかもしれませんが、逆になし崩し的に基金を使っているのではないかと思える部分もあります。

ですから、その辺をどのように財政課としては考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

います。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答えいたします。

なし崩しの表現はどうか分かりませんが、一応、経常的にする支出については一般財源の中でやっていくという原則の中でやっております。臨時的な経費で多大な負担になったときは、財政課のほうが一応案としては提案をいたしまして、庁議の中で最終的には決定していただくということで、全庁的な合意は取って使わせていただいておりますので、そこら辺が何千万円も——今回でいえば国スポとかあったりしたときに一般財源で臨時的なものを使っていけば、その分ほかの事業ができなくなるということになりますので、そこら辺は計画的にというか、一律的に取崩しをさせていただいていると考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9 番松田義太議員。

○9 番（松田義太君）

この資料の中で令和5年度の残高という形で掲載をされておりますけれども、実際ふるさと納税の基金については、財政課としては大体何億円ぐらいを基金として置いておくというのは決められているのでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答えいたします。

寄附は寄附者の方の御厚意によりいただいているものですので、何億円積み立てるとか目標はございません。ただ、歳入に対しては10億円以上を目指して広報企画課のほうで頑張らせていただいておりますので、自主財源がそれ以上増えていけば、そういう独自の事業に取り組めるということになりますので、そこら辺はさらなる増額を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

よろしくをお願いします。鹿島市の財政は厳しい厳しいと言われますけれども、歳入は17,628,463,344円ですよね。これだけの歳入があつて何が厳しいのでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答えいたします。

財政が厳しいというのは、ほかの課からも要求があったときに言葉として出てくると思います。一応財政指標とかはこれまでも基準内で収まっておりませんが、なかなか当初予算を組む段階では毎年入ってくるお金に対して歳出の予算のほうが多いということで、包まり切れていないということの状況が毎年あります。当初予算のほうにも財源不足として財政調整基金を繰り入れながら予算をつくっております。

そう言いながらも、財政調整基金も限りがありますので、今は11億円ぐらいありますけれども、それを戻さない状況でしていけば、なかなか収支が整わないというか、歳出超過のままいくということで、財政調整基金は県内の他市から見ても一番少ない状況でございますので、そこら辺で収支バランスの取れた予算執行、歳出を取るという段階においては、基本的な原則としては単年度収入の中で単年度歳出を組んでいくというのが原則でありますので、そういう意味から、各課の要求はいろんなところで多いということで、そこら辺はなかなか要望どおり包めていないという状況がありますので、編成段階ではなかなか厳しいということの表現になっていると思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代委員。

○4 番（中村日出代君）

厳しい厳しいという話ですけど、これから緊急にしなければならない大きい事業がありますよね。ここの耐震、5 階の書庫を見たら、ここで震度 6 ぐらいあったら我々は本当にどうなるか分からないというような書庫の書類が山のようにありますね。耐震も大事ですけど、新しい庁舎を建てる、耐震は10億円ぐらいでしょう、新しい庁舎を建てると思ったら50億円から60億円ですよね。本当に今困って、今度の議会で質問が学校給食センターのことでありますけど、これも20億円ぐらいかかりますね。これをやっていかんばどがんしようもなかですよね。この給食センターの20億円に対して、鹿島市ではこれを建てていくような余裕はありますか。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答えいたします。

余裕というのがなかなか難しいですが、緊急性がある分は実施計画で上げて、また、補助

金とか起債をしながらでも建てていくものは建てていくということで、そこら辺は一般財源以外、単年以外の負担ということで、施設についてはずっと30年ぐらい今の施設も建っていると思いますけれども、そういうことで後年度まで負担をしていくという意味では、借入金とかを使ってやりくりをして、緊急性が高いものについてはどうにかやりくりして取り組んでいくということが考えられます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

学校の給食センターは2分の1は国から補助が来ますけれども、確実に2分の1といったら、いろんな規制がありますから難しいですけど、今の村田課長の話を聞いたら、物すごく希望が出てきまして、よかったと思います。期待しております。

終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

ないようでございますので、質疑はこの程度にとどめたいと思います。

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

お諮りいたします。ただいま審議中の議案第32号から議案第37号の6議案は、委員会条例第6条の規定により、定数を14名とする決算審査特別委員会を設置し、一括して付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、本6議案は、定数を14名とする決算審査特別委員会を設置し、これに一括して付託することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、釘尾勢津子議員、宮崎幸宏議員、笠継健吾議員、中村日出代議員、池田廣志議員、杉原元博議員、樋口作二議員、中村一堯議員、松田義太議員、

勝屋弘貞議員、角田一美議員、伊東茂議員、福井正議員、松尾征子議員、以上の14名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午後 1 時 2 分 休憩

午後 1 時 11 分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に13番福井正議員、副委員長に4番中村日出代議員、以上のとおり決定いたしました。

それでは、会議をここで再開します。

お諮りします。議案第38号から議案第39号までの2議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号から議案第39号までの2議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第38号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．議案第38号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第38号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は10ページから、議案説明資料は1ページからでございます。

それでは、議案書10ページをお願いいたします。

提案理由を申し上げます。

国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証が廃止されるため、この案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

改正条例の改め文でございます。

改正内容等については議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の2ページをお願いいたします。

初めに、2の経緯について御説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、令和6年12月2日からマイナンバーカードと被保険者証が一体化され、現行の被保険者証が廃止されます。

ここで補足をいたしますけれども、本年8月に既に発行済みの被保険者証につきましては、1年間の経過措置により、有効期限に記された令和7年7月までは有効とみなされます。

資料に戻ります。

現行条例では、世帯主が被保険者証の返還に応じないときは100千円以下の過料を科すこととしているため、この規定を廃止する必要が生じたものです。

次に、3の改正内容でございますが、条例第11条の過料の対象から被保険者証の返還に係る規定を削るものです。

詳しくは前のページの新旧対照表を御覧ください。

旧条例の第11条中、2行目の「同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」とあるのは、具体的には、保険料を滞納している世帯主が当該保険料を納付しない場合において、市が被保険者証の返還を求めたにもかかわらず、これに応じない場合を規定されているものです。

今回の改正では、マイナンバーカードと被保険者証の一体化により、現行の被保険者証が廃止されることで実質的に被保険者証の返還ができなくなるため、新条例の第11条中、被保険者証の返還に係る規定を削ることになります。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

最後に、4の施行期日は令和6年12月2日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私、今回のはなかなか理解しにくいんですが、12月でマイナンバーによって被保険者証が一体化されるということですが、先ほども説明がありましたように、来年7月までは被保険者証が来ていますよね。その後、もしマイナンバーカードを作らんやったときには、確認書、証明書、そういうのを発行するという説明を受けていますが、そういうものとの関係とこの過料を科すということについてはどういうふうに関連するんですかね。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えします。

先ほど松尾議員おっしゃったように、マイナンバーカードを保有されていない方が12月2日以降に保険証はどうなるのかということですが、マイナンバーカードを保有されていない方につきましては、松尾議員もおっしゃった資格確認書という現行の保険証に代わるカードの大きさぐらいの証明書を発行するということになります。

もう一つ、現行の国民健康保険証の有効期限の件ですが、8月1日付で皆様方のお手元に国民健康保険証の更新があつてお届けしているかと思います。その8月1日付で発行した保険証につきましては来年7月末までは有効期限となっておりますので、12月2日を過ぎても現行の発行済みの保険証については有効ということになります。

それと、過料との関係ですが、今回の条例改正で規定を削除する部分というのは、現行の健康保険証について返却を求めても応じない場合に過料が発生するということですので、当然マイナンバーカードにつきましては返却という概念がないです。ずっとお手元に置いておくものだと思いますので、それにつきましては返却といったことは生じないということで、結果的に過料は生じないということになります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、確認しますが、この新旧のを見ますと、新のところにも過料を科すようなことを書いてありますが、関係ないと考えていいわけですね。そういう実情は生まれてこないというふうに考えていいんですか。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

議案説明資料の1ページの新旧対照表に記載しております新のほうの過料につきましては、ここでいう「又は虚偽の届出をした場合」が10万円の過料を科するということですので、今まであった被保険者証の返還の部分については今回削除しておりますので、マイナ保険証に一体化されてからは返還を求められて応じない場合の過料は発生しないということで、届出をせず、または虚偽の届出をした場合のみ過料が発生するということになります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第38号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第38号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第39号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5. 議案第39号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

それでは、議案第39号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は12ページから、議案説明資料は3ページからとなりますので、お願いいたします。

まず、議案書の12ページからお願いいたします。

提案理由は、佐賀県が行う土地改良事業に係る農地が目的外の用途に供された場合等に特別徴収金を徴収するため、この案を提出するものでございます。

改正内容等につきましては議案説明資料で御説明をいたしますので、議案説明資料の5ページをお願いいたします。

2の経緯となりますが、現在、音成・嘉瀬ノ浦地区におきまして、佐賀県が農地中間管理機構と連携して新たな土地改良事業である機構関連事業を実施しております。

農地中間管理機構といいますのは、都道府県や市町村、農業団体等が出資して組織された法人となっておりまして、都道府県知事が各都道府県に1つに限って指定することで農地中間管理機構となっております。佐賀県では公益社団法人佐賀県農業公社が農地中間管理機構となっております。

主な役割としましては、5ページの下の方にあります図のように、農地中間管理機構が

農地の貸手と借手との間に立って農地をまとまりのある形で利用できるようにして、農地利用の効率化や高度化を促進していくようにしています。

また、今回の機構関連事業は、担い手への農地の集約化等を進めるため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農地の所有者に費用負担を求めずに県が農地整備を行う事業となっております。

土地改良事業で整備した農地が目的外の用途に転用された場合、当該事業に要した予算が十分な効果を発揮できなくなってしまうことになります。市営の土地改良事業につきましては、ほかの条例の規定によりまして特別徴収金を徴収することができますが、県営の事業については現行の条例では整備に要した費用を回収することができないため、土地改良法91条の2の規定に基づいて条例を改正する必要があります。

次の6ページを御覧ください。

改正内容といたしましては、(1)特別徴収金の徴収としまして、県営土地改良事業により整備された農用地が、事業の完了した年度の翌年度の初日から起算して8年以内に目的外用途に転用した場合には特別徴収金を徴収する。

それから、(2)条文等の整理としましては、今回の改正に併せて、条例の題名や趣旨等を整理するというふうになります。

また、施行期日は公布の日となっております。

その下のほうには、参考資料といたしまして土地改良法を抜粋して上げております。

以上が県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての御説明になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきました件でお尋ねをしたいと思いますのは、今回1地域ではありますが、今後もこういうのが出てくる可能性もあると思いますが、結局、今ここに図で示されているように、高齢で作業ができないとか、農業後継者がいないとか、田んぼだけ誰かに任せたいとか、そういう人たちが結局、貸すというんですか、売るというんですか、そういう形になるんでしょう、任せるということにね。

それで、私はと思いますが、何で今こういう人が多く出てきたかという原因をしっかりとつかまなくちゃいけないと思うんですよ。結局、経済的に農業ではやっていけない、そうでしょう。そういう結果で農地を手放さなくてはいけない、誰かに任せなくてはいけない、後継者もいたんだけど、それではやっていけないからよそに出稼ぎに行くとか、そういう人たちが増えて今のような農業地域の状態が生まれてきたと思うんですよ。

それで、これを見ますと、それをやった人たちが8年間のうちに別の用途に変えたりした

ら、またお金を払わんといかんというようなことだと思いますが、しかし、私は今の国の農業情勢の計画を見ますと、8年間本当にそれを受け取ってやっていけるという保証があるかということに非常に心配するんです。特に米の問題では大きな問題に今なっていますよね。国会の論議でもありましたが、農家の人の時給が10円というじゃないですか。お聞きになっていると思いますが、そういう人たちが受け継いで、今後の農業情勢をずっと考える、国の方針を考えるというときに、8年間本当に維持していけるという保証があるのかと、特に今の国の農業情勢を見ますと思いますよね。

そういう面で、本当にこういうことでいいのかなという気がしますが、その辺についていかがお考えですか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えいたします。

今回の中間管理機構の制度につきましては、土地を持っていられる方が中間管理機構のほうに土地を預けまして、そこで中間管理機構が耕作者の方に貸すようになっております。

その8年間、実際、農業を維持することができるのかということだと思うんですけども、そこは実際農地の担い手の方が農地を耕作されていくようにいろいろ対処していくようになってまいりますけれども、今回の農地中間管理機構の関連事業につきましては、農地の所有者さんが負担をせずに農地の圃場整備などはするようになっております。負担がゼロですね。ただ、負担がゼロなんですけれども、今回の条例を改正するように、8年間はきちっと農地として維持してくださいというふうになっておりますし、今作っていられる農地の担い手の方が仮に8年とかできないようになった場合も、ほかの担い手を探しながら農地としての維持をしていくようになってまいります。

ほかに、この農地中間管理機構の機構関連事業については、大体15年間、中間管理機構に土地を預けなければ、この事業の対象となっていないところでございます。

先ほど申しましたように、農地としての維持をしていくために今回の機構関連事業がありますし、あとは、8年間とかできないようであっても、ほかの方が農地として耕作をされていくようになってまいります。

以上になります。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

どういう理屈をつけても経済的になっていかないと、やっぱり続かないんですよ。今までの農業がそうでしょう。経済的にやっていけなかったからこういう状況になったんでしょう。

鹿島だってそうですよ。後継者の方はいらっしゃったんですけど、それだけではやっていけない。今は住宅地になっていますが、あの辺一帯は田んぼでした。その高齢者の方が来られて、もうこがん作られんごとなってお金も入らんごとなりよる、うちは30歳までしよったばってん、もう若者は東京んにき仕事に行ってもらわんばいかんと。そういう人たちが出てきたんですよ。そういう人たちがいっぱい出てきて、農業地である鹿島もやっていけなくなった。そして、どうしようもできない、経済的にもうまくいかない、お年寄りだけになってしまった、若か人もおったけど、おらんようになった。国が今立てている農業の政策というのは、それを改善するようなことは一つも言っていないですよ。今までのそういうことを全く反省もなしにいろいろ農業の計画をやっていますよ。今だって米の問題、ないないと言ってね。いろんな自然的な問題もあるでしょうけど、それだけじゃないですよ、国のやり方を見ているとね。

だから、何といっても、せつかくこういうのをしても、あと経済的にやっていけなくなると、その人が駄目で次の人が受け継いだって、やろうとする人はいないと思うんですよ。だから、その辺について、私はどうしても、8年間云々したらどうだった、期限を区切ってするようなこと、こういうことも私は絶対に許せないなと思います。だから、やっぱり一番は今まで、何でこのような状況にならんといかんやったかと。これは国が一番せんといかんことですけど、国はやっていませんよ。今では米がなかぎ芋作れと、そがんことば言うてやっていけるかと言いたいんですよ。そういうことです。

この問題についてあなたのほうからこうというのはできないと思いますが、私はやっぱり今回のこういう取組というのは納得いかないと思います。市長、何かありましたら。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回のことについて、ちょっと誤解されているかもしれませんが、耕作放棄地が地域にいっぱいあって、そこを県が圃場整備して担い手に貸すという事業ですので、逆に、耕作放棄地が増えるということと、それを整備して農地中間管理機構が受皿となって新しい皆さんがここの地域を有効活用していくという形の今回の事業なんですよ。園芸団地を造ったりとか、いろんなことをしてこの地域の農業を活性化しようという事業が今回の事業ですので、今、議員おっしゃったように、背景としては耕作放棄地が増えて農業政策がどうかということも一つの大きな問題ですけど、今回はそういう中で、この地域を整備して、しっかりした圃場を造って、それを受皿となる担い手に貸すという事業が今回の事業ですので、議員がおっしゃったような耕作放棄地を減らす対策の一つとして今回の事業があるということを御理解いただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

誤解とかなんかじゃない。耕作放棄地が広がったのは事実ですよ。しかし、何でそうなったかということですよ。根本的な問題を解決していかないと、どんなに金かけて圃場整備してしたからといって、それで収入が入ってこなくなったら結局同じこと、そういうことの繰り返しじゃないですか。私はそれを言っているんですよ。

やっぱりそういうものに対してちゃんと、一番は国が今の方針を変えていただくということとをせんといかんわけですが、その辺について解決していかないと、本当に農業問題の解決はないと思います。特に、日本の食料を守っていくということで十分な保証はできないと思います。

あとはもういいです。とにかくそういう今までの農業政策に対する反省を一つ一つぴしゃっとしながら、それをどう解決していくか、それをやっっていないと、本当に日本の食料は守れないと私は思います。そのことだけ言って終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第39号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第39号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明10日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時39分 散会